

# 大阪市立加美東小学校 P T A 規約

## 第1章 名称

- 第1条 この会は、大阪市立加美東小学校 P T A という。
- 2 この会は、事務所を大阪市立加美東小学校に置く。

## 第2章 目的

- 第2条 この会は、父母と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1) 会員の成人教育並びに地域活動をさかんにするとともに、ひろく人権問題について理解を深める。
  - (2) 家庭と学校および社会との緊密な連携によって児童の福祉を増進する。
  - (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

## 第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する地団体および機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を主たる目的とする行為は行わない。
  - (3) この会、またはこの会の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - (4) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

## 第4章 会員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
- (1) この学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
  - (2) この学校の教職員
- 第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。
- 2 会員は、原則として児童一人につき在籍中に、いずれかの委員会の委員を必ずうけることとする。

## 第5章 経理

- 第7条 この会の経費は会費、事業収入、および自発的な寄付金をもつてする。
- 第8条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の会費は一人一口につき月額100円とする。ただし、児童単位で納めるものとする。
- 第10条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。
- 第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第12条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

## 第6章 役員とその選出

- 第13条 この会の役員は次のとおりである。
- (1) 会長 1名 父母

- (2) 副会長 若干名 父母
- (3) 書記 若干名 父母および教職員
- (4) 会計 数名 父母および教職員
- 2 役員は、会計監査委員を兼ねることができない。
- 第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 2 役員は、引き続いて他の役員に選出されることができる。
- 第15条 役員の選出および就任は、次のとおり行われる。
- (1) 役員候補指名委員（以下指名委員という）を次の方法によって構成する。
- ①父母の中から次の方法により選出する。
- 各学級の父母は互選により学級代表1名の指名委員を選出する。
- ②教職員の中から互選により1名の指名委員を選出する。
- ③実行委員の中から互選により2名の指名委員を選出する。
- (2) 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。
- (3) 指名委員会は各役員別に候補をあげ、役員選挙の7日前までに全会員に知らせる。
- (4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。
- (5) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
- (6) 役員は総会において出席した会員の承認を得て決定する。なお、対立候補のある場合は、出席した会員の多数決で決まる。
- (7) 役員は、5月1日より就任する。

## 第7章 役員の資格とその任務

- 第16条 第6章の規定に従って役員になることができる。
- 第17条 会長は次の職務を行う。
- (1) この会を代表し会務を総括する。
- (2) 他の役員および校長の意見を聞いて、各委員会の委員長、副委員長を任命する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長および委員を任命する。
- (4) 総会および実行委員会を招集する。
- (5) 各委員会（指名委員会および会計監査委員会は除く）に出席して意見を述べることができる。
- (6) この会の資産を管理する。
- 第18条 副会長は次の職務を行う。
- (1) 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (2) この会の総務を行う。
- 第19条 書記は次の職務を行う。
- (1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第20条 会計は次の職務を行う。
- (1) 総会の決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第21条（1）役員に欠員が生じたときは、実行委員会から選出されるものとする。任期は、前任者の残任期間とする。

（2）役員は、各関連団体における活動や役員の職務について、役員会で承認された者を代理させることができる。

## 第8章 会計監査委員会

第22条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会には、委員長の他、若干名を置く。

第23条 会計監査委員長の選出および就任は、第15条に準じて行う。

2 会計監査委員長は、他の若干名の委員を選任する。

第24条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間1回以上全会員にその結果を報告する。

第25条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第26条 会計監査委員長は必要に応じ、役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第9章 総会

第27条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第28条 総会は、全会員の5分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

第29条 実行委員会が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第30条 総会は年間2回以上開催する。

第31条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

## 第10章 実行委員会

第32条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長、および校長、教頭をもって構成される。ただし、各委員会の副委員長を加えることができる。

第33条 実行委員会の任務は次のとおりである。

（1）各委員会によって立案された事業計画書を審議検討する。

（2）総会に提出する議案を調整する。

（3）必要あるときは、特別委員会を設ける。

第34条 実行委員会は、定期的に定例会を開催することを原則とする。

実行委員会の定足数は委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

## 第11章 常置・会員活動部および特別活動部

第35条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案および実施するために、次の常置活動部、会員活動部を設け、必要な委員会を置く。

（1）常置活動部 ア 人権啓発活動委員会 イ 広報委員会

ウ 成人教育委員会 エ 保健給食・体育厚生委員会

（2）会員活動部 ア 学級校外指導委員会

第36条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別活動部を設け、必要な委員会を置くことができる。

第37条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第38条 各委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第39条 役員会と常置活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 人権啓発活動委員会

ア 全会員を対象にひろく人権についての学習会などの企画、立案、運営を行う。

イ 地域における関係諸団体との連携をはかる。

(2) 広報委員会

ア 会員に対して情報を伝達する。

イ 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようつとめる。

ウ 機関紙を発行する。

(3) 成人教育委員会

ア 会員の教養と知識技能を高めるため、学習活動を推進する。

イ 地域における社会教育の推進に協力する。

ウ 人権啓発活動委員会に協力する。

(4) 保健給食・体育厚生委員会

ア 学校給食が十分な効果をあげられるようつとめる。

イ 児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。

ウ 養護教育の推進につとめる。

エ 会員の健康促進と体力向上をはかる。

オ 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活発化をはかる。

第40条 会員活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 学級校外指導委員会

ア 父母と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる PTA 活動の基盤となるようつとめる。

イ 教育環境がより好ましくなるようつとめる。

ウ 地域における在学青少年の交通安全、環境浄化、非行化防止につとめ、会員の意識を高める。

エ 地域の諸団体、機関との連携をはかり、地域社会の環境をよくするようつとめる。

オ 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるようつとめる。

第41条 校長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第42条 各委員会は、その委員会が行う事業の計画、実施にあたって、実行委員会にはからなければならない。

## 第12章 改正

第43条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも7日前には、その内容を全会員に知らせておかなければならない。

付記 昭和52年5月制定 平成3年4月25日改正 平成6年5月25日改正

平成7年4月27日改正 平成12年4月25日改正 平成13年4月27日改正

平成14年4月23日改正 平成17年4月28日改正 平成21年4月22日改正

平成22年5月14日改正 平成23年5月20日改正 平成29年5月20日改正

令和4年6月1日改正 令和5年5月1日改正